

京都府の福祉医療制度の拡充に関する陳情書

【陳情項目】

- 一、妊婦、産婦、褥婦に対する福祉医療制度を新設してください。なお、制度設計にあたっては、①対象疾病は限定しない、②対象期間は母子健康手帳交付日から出産月の翌々月末まで、③自己負担金は無料、④所得制限はなし、⑤給付方法は現物給付としてください。
- 二、重度心身障害児（者）医療助成制度（43）、重度心身障害老人健康管理事業の対象について、「内部機能の障害」は身体障害者手帳3級の交付を受けた患者まで拡大してください。
- 三、子育て支援医療助成制度（45）の入院外医療における自己負担金は中学校卒業まで無料又は200円限度にしてください。すぐに無理な場合であっても、就学前までの入院外医療における自己負担金を200円限度にしてください。
- 四、2017年12月末まで難病法に係る特定医療費助成制度「法別番号54」の旧実施機関番号「501」に該当していたが2018年1月から制度対象外となった患者について、「法別番号54」と同様の一部負担金で受診できるよう、福祉医療制度を新設してください。
- 五、公費負担医療制度の申請に必要な医師の意見書、臨床調査票等の作成費用について、医科診療報酬点数表B009診療情報提供料（1）並みの金額（2,500円）まで助成（患者へ還付）してください。
例）小児慢性特定疾病医療意見書、自立支援医療意見書（初回）、難病法に係る特定医療費助成制度の「臨床調査個人票」等

【陳情の理由】

新型コロナウイルス感染症について、必要な受診（在宅医療含む）が抑制されないよう、コロナ禍の渦中であるからこそ、社会的弱者に対する福祉医療の拡充が求められていると考えます。

(1) 2019年6月10日、厚生労働省「妊産婦に対する保健・医療体制の在り方に関する検討会」は「議論の取りまとめ」を公表しました。その中で、主な意見として「妊産婦の医療機関受診時の負担に配慮するという視点は重要であり、妊産婦への医療費の助成制度をもつ自治体の状況も参考にしながら、妊産婦の自己負担に対しどのような方策が考えられるか検討が必要」と記載しました。社会全体で子どもを産み育てる環境を整えるためには費用負担の面でも充実が図られるべきであり、全国保険医団体連合会（保団連）の調査によれば、別紙資料のように全国の自治体で徐々に広がりつつあります。京都府でも「妊産褥婦医療費助成制度」の創設が求められていると考えます。

京都市を除く府内市町村では、妊娠中毒症等療養援護の制度が実施されていますが、上記検討会のまとめでは、周産期のうつ病の重症化等も報告されており、疾病を限定しない医療費助成制度の創設が求められています。

(2) 府内市町村の多く（18自治体）で身体障害3級が対象者になっている現実を踏まえて、2級の等級が存在しない「内部機能の障害」については3級まで拡大してください。

(3) 京都府の子育て支援医療制度について、2019年9月から3歳～15歳の入院外の負担を軽減したことを、我々は評価しています。しかし、軽減してもなお月1,500円の自己

負担は全国的に見ても高い金額のままです。知事が目指す「子育て環境日本一」にふさわしい制度とするためにも、府内市町村の多く（21自治体）で既に実施されている中学校卒業までの入院外の医療費負担無料又は200円限度を実施すべきです。

(4) 難病法に係る特定医療費助成制度（法別番号54）については、従前の特定疾患治療研究事業から移行した患者は実施機関番号「501」の番号が付与され、2017年12月末までの経過的特例とされました。このうち実施機関番号「601」に移行できなかった方は、2018年1月以降、助成制度が適用されなくなりました。症状の程度が重症度分類に照らして一定以上でない方（軽症者）は、月毎の医療費総額が33,000円を超える月が直近12か月以内に3か月ある場合は助成制度の対象となりますが、認定に係る期間が長く、患者の負担が過重となっています。

(5) 公費負担医療制度の申請に必要な医師の意見書等の作成費用については、医師が医学的専門的見地から記載するものについて、費用が発生するのは当然です（生活保護医療扶助のように担当医療機関に無料を強いる制度の方に問題があります）。逆に患者の側からすれば、自己負担の軽減のために申請するにも関わらず負担が生じてしまい、やりきれない思いをされる方もいらっしゃるでしょう。これを慮って、時間と労力をかけたにもかかわらず、患者から費用を徴収しない医療機関も多いのです（協会代議員アンケート結果より）。医科診療報酬点数表のB009診療情報提供料（I）で保障されている「市町村への情報提供」と同様に評価し、患者に対して2,500円程度を還付する制度が必要です。

以上のことから、京都府において、上記の内容を実現することを陳情します。

2021年（令和3年）9月17日

京都府議会議長
菅谷 寛志 様

陳 情 人 京都府保険医協会 理事長 鈴木 卓
陳情人住所 〒604-8162 京都市中京区烏丸通蛸薬師上ル
七観音町 637 インターワンプレイス烏丸6階
電 話 075-212-8877 ファクシミリ 075-212-0707



2021年（令和3年）9月17日

京都府知事
西協 隆俊 様京都府保険医協
理事長 鈴木

京都府の福祉医療制度の拡充に関する要請書

【要請項目】

- 一、妊婦、産婦、褥婦に対する福祉医療制度を新設してください。なお、制度設計にあたっては、①対象疾病は限定しない、②対象期間は母子健康手帳交付日から出産月の翌々月末まで、③自己負担金は無料、④所得制限はなし、⑤給付方法は現物給付としてください。
- 二、重度心身障害児（者）医療助成制度（43）、重度心身障害老人健康管理事業の対象について、「内部機能の障害」は身体障害者手帳3級の交付を受けた患者まで拡大してください。
- 三、子育て支援医療助成制度（45）の入院外医療における自己負担金は中学校卒業まで無料又は200円限度にしてください。すぐに無理な場合であっても、就学前までの入院外医療における自己負担金を200円限度にしてください。
- 四、2017年12月末まで難病法に係る特定医療費助成制度「法別番号54」の旧実施機関番号「501」に該当していたが2018年1月から制度対象外となった患者について、「法別番号54」と同様の一部負担金で受診できるよう、福祉医療制度を新設してください。
- 五、公費負担医療制度の申請に必要な医師の意見書、臨床調査票等の作成費用について、医科診療報酬点数表B009診療情報提供料（1）並みの金額（2,500円）まで助成（患者へ還付）してください。
例）小児慢性特定疾病医療意見書、自立支援医療意見書（初回）、難病法に係る特定医療費助成制度の「臨床調査個人票」等

【要請の理由】

新型コロナウイルス感染症について、必要な受診（在宅医療含む）が抑制されないよう、コロナ禍の渦中であるからこそ、社会的弱者に対する福祉医療の拡充が求められていると考えます。

(1) 2019年6月10日、厚生労働省「妊産婦に対する保健・医療体制の在り方に関する検討会」は「議論の取りまとめ」を公表しました。その中で、主な意見として「妊産婦の医療機関受診時の負担に配慮するという視点は重要であり、妊産婦への医療費の助成制度をもつ自治体の状況も参考にしながら、妊産婦の自己負担に対しどのような方策が考えられるか検討が必要」と記載しました。社会全体で子どもを産み育てる環境を整えるためには費用負担の面でも充実が図られるべきであり、全国保険医団体連合会（保団連）の調査によれば、別紙資料のように全国の自治体で徐々に広がりつつあります。京都府でも「妊産褥婦医療費助成制度」の創設が求められていると考えます。

京都市を除く府内市町村では、妊娠中毒症等療養援護の制度が実施されていますが、上記検討会のまとめでは、周産期のうつ病の重症化等も報告されており、疾病を限定しない

医療費助成制度の創設が求められています。

(2) 府内市町村の多く（18自治体）で身体障害3級が対象者になっている現実を踏まえて、2級の等級が存在しない「内部機能の障害」については3級まで拡大してください。

(3) 京都府の子育て支援医療制度について、2019年9月から3歳～15歳の入院外の負担を軽減したことを、我々は評価しています。しかし、軽減してもなお月1,500円の自己負担は全国的に見ても高い金額のままです。知事が目指す「子育て環境日本一」にふさわしい制度とするためにも、府内市町村の多く（21自治体）で既に実施されている中学校卒業までの入院外の医療費負担無料又は200円限度を実施すべきです。

(4) 難病法に係る特定医療費助成制度（法別番号54）については、従前の特定疾患治療研究事業から移行した患者は実施機関番号「501」の番号が付与され、2017年12月末までの経過的特例とされました。このうち実施機関番号「601」に移行できなかった方は、2018年1月以降、助成制度が適用されなくなりました。症状の程度が重症度分類に照らして一定以上でない方（軽症者）は、月毎の医療費総額が33,000円を超える月が直近12か月以内に3か月ある場合は助成制度の対象となりますが、認定に係る期間が長く、患者の負担が過重となっています。

(5) 公費負担医療制度の申請に必要な医師の意見書等の作成費用については、医師が医学的専門的見地から記載するものについて、費用が発生するのは当然です（生活保護医療扶助のように担当医療機関に無料を強いる制度の方に問題があります）。逆に患者の側からすれば、自己負担の軽減のために申請するにも関わらず負担が生じてしまい、やりきれない思いをされる方もいらっしゃるでしょう。これを慮って、時間と労力をかけたにもかかわらず、患者から費用を徴収しない医療機関も多いのです（協会代議員アンケート結果より）。医科診療報酬点数表のB009診療情報提供料（I）で保障されている「市町村への情報提供」と同様に評価し、患者に対して2,500円程度を還付する制度が必要です。

以上のことから、京都府において、上記の内容を実現することを要請します。

京都府保険医協会

〒604-8162 京都市中京区烏丸通蛸薬師上ル

七観音町 637 インターワンプレイス烏丸6階

電話 075-212-8877 / FAX 075-212-0707



妊産婦医療費助成制度（妊娠中毒症医療費助成制度又は妊娠中毒症等療養援護を除く）

2021年7月1日現在（自治体ホームページ等より保団連地域医療対策部会集約）

都道府県	実施主体	対象	自己負担金	所得制限	給付方法	入院食事
北海道	せたな町	母子健康手帳交付月初日から出産月の翌月末	医療費の1割 月額上限(通院9,000円、入院28,800円)	なし	償還払い	×
青森	国保(全県)	国民健康保険加入者で、妊娠届出受理日から出産の翌月末の外来医療費(入院は対象外)	なし	なし	現物給付	×
岩手	全県	妊娠5カ月目の月の初日から出産月の翌月末	月額上限(通院1,500円、入院5,000円) ※監護者又は本人市町村民税非課税の場合は自己負担無し	監護者又は本人の所得。児童扶養手当準用(国基準)に80万円上乗せ)	現物給付	×
秋田	小坂町	母子手帳交付の翌月1日から出産の翌月末	なし(助成上限5万円)	なし	償還払い	×
福島	喜多方市など17市町村	国保加入者で妊娠4カ月目の月の初日から出産月の末(妊婦5カ月目の初日からや、社保も対象にしている市町村あり)	なし	なし	現物給付 一部償還	× 一部○
栃木	全県	母子健康手帳交付月初日から、出産月の翌月末	月額上限(通院500円、入院500円)	なし	償還払い	×
茨城	全県	母子健康手帳交付月初日から、出産月の翌月末。ただし、妊娠の継続と安全な出産のために治療が必要となる疾病または負傷で、産科・婦人科受診のみ	通院1日600円、月2回まで 入院1日300円、月3000円限度	本人及び配偶者の所得が扶養親族数0人で622万円以下	現物給付	○
新潟	新潟市など28市町	母子健康手帳交付日から出産月の翌月末	通院1日530円、月4回 入院1日1,200円 上記を除く1/2補助の自治体あり	自治体で異なる	自治体で異なる	一部自治体低所得者○
富山県	全県	妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血、産科出血、心疾患及び切迫早産に罹患している妊産婦で、妊産婦医療費受給資格登録申請書受理日の属する月の初日から出産月の翌月末	なし	児童手当法特例給付準用	現物給付	×
石川県	能美市、志賀町	母子健康手帳交付後～出産の翌末日までのうち、出産のための入院を除いた期間で、妊娠に伴い生じた疾病によるものと医師が証明した分(出産のための入院期間は、保険診療が発生し、出産費用が出産育児一時金を上回った場合(医療機関の証明は不要))	なし	なし	償還払い	×
長野	飯山市、佐久市、南牧村、立科町、軽井沢町、大桑村	母子健康手帳交付月初日(立科町、軽井沢町は交付日)から出産月の翌月末(軽井沢町は産後60日まで、大桑村は産後1年まで)	500円(レセプト単位) (南牧村は300円)	なし	償還払い	×

都道府県	実施主体	対 象	自 己 負 担 金	所得制限	給付方法	入院食事
愛 知	東海市	母子健康手帳交付日から出産の前日まで。ただし、産婦人科受診分のみ	なし	なし	市内： 現物給付 市外： 償還払い	×
	武豊町	母子健康手帳交付月の初日から出産(流産及び死産を含む)等の月末まで	なし	なし	償還払い	×
	設楽町	妊娠届出月の初日から出産(流産及び死産を含む)した翌月末まで	なし	なし	償還払い	×
	東浦町	母子健康手帳交付月の初日から5ヶ月間	なし	なし	償還払い	×
三 重	津市	妊娠5カ月以上の妊産婦で、出産した月の翌月末	通院1月1,500円 入院1月1,500円	本人及び配偶者の所得が扶養親族数0人で622万円未満	償還払い	×
福 井	勝山市	母子健康手帳交付日から出産月の翌月末	なし	なし	償還払い	×
	池田町	母子手帳交付月から産後1年	なし	なし	償還払い	○
	おおい町	母子健康手帳交付日から出産月の翌々月末	なし	なし	償還払い	○
和歌山	印南町	妊娠届受理日から出産完了日	なし	なし	償還払い	×
	日高町	妊娠届受理日から出産完了日	なし	なし	償還払い	×
岡 山	矢掛町	母子健康手帳の交付月初日から出産月の翌月の末	1人につき、8万円まで助成	なし	償還払い 8万円限度	×
大 分	白杵市	母子健康手帳の交付月初日から出産月の翌月の末	なし	なし	償還払い	×
	豊後高田市	母子健康手帳の交付月の翌月初日から出産月の翌月末	なし	なし	償還払い	×

※上記以外に、低所得者（前年分の所得税の世帯課税額年3万円未満）を対象に、「妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血、産科出血、心疾患に罹患している妊産婦の入院医療（入院7日以上21日以内まで）」について、「妊娠中毒症等医療費助成制度（医療保険の自己負担分を支給する）」又は「妊娠中毒症等療養援護（治療内容による加算額が援護費として支給される）」が多くの自治体で実施されているが、省略させていただいた。なお、自治体によって実施内容が異なる。

これは、1997年3月まで国の制度として実施していた「妊娠中毒症等療養援護」（⇒P. 311参照）が同年4月から一般財源化されたことによる。